（案）

豊橋市民病院売店等運営事業に関する覚書（運営委託方式で提案した場合）

豊橋市民病院（以下、「病院」という。）における売店等の運営について、豊橋市長 長坂尚登（以下、「甲」という。）と○○○○　代表取締役　○○○○（以下、「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（使用許可申請）

第１条　乙の売店等の運営は、行政財産目的外使用許可を得たうえで行うものとし、乙は甲に対し、行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可を受けるものとする。ただし、乙が売店等運営事業者としてふさわしくないと認められるときは、甲は使用許可しないことができる。

２　前項の使用許可は、申請書の提出年度末までの期間とする。ただし、乙の運営状況が良好で、許可内容、条件等に違反がない場合は、原則として９回まで更新できるものとする。

（売店等運営事業の内容）

第２条　売店等運営に関する事項及び運営条件等は、下記によるものとする。

（１）本覚書

（２）売店等運営事業者募集要項等（以下「募集要項」という。）

（３）乙が提出した提案書等（以下「提案書」という。）

（４）行政財産目的外使用許可に係る指令書（以下、「許可書」という。）

２　前項第１号については、売店等運営の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときに甲乙協議のうえ、変更することができる。なお、変更内容を書面で取り交わすものとする。

３　第１項に掲げる項目の間に矛盾又は齟齬がある場合は、許可書、本覚書、募集要項、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。ただし、提案書において高位の事項を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

４　乙は、乙と運営委託契約を締結した者（以下「委託者」という。）に本事業の運営を行わせる場合は、甲と協議し、甲の承認を得なければならない。また、その場合においても、本事業の運営に係る最終責任は乙が負うものとする。

（営業の許認可等）

第３条　乙又は委託者は、営業に必要な許認可等を開業までに受け、その写しを甲に提出するものとする。

（内外装工事及び設備の設置等）

第４条　店舗等の内外装工事の施工または設備等の設置並びに既存設備の改造等を行う場合は、甲の承認を得た上で乙の負担で行い、原則として乙の責任において保守管理を行うものとする。

２　病院の受変電設備等に負荷増大が生じる恐れのある設備等の設置は、原則認めない。

３　店内設備及びレイアウトの更新を行う場合は、甲の承認を得て行うものとする。

（売店等の設備）

第５条　次に掲げる病院の既存設備については、その保守管理や費用負担を原則として甲が行うものとする。

内線電話、空調設備、電源設備、消防設備（ただし、乙又は委託者が用意した設備を除く）

２　前項の設備について、乙又は委託者は本事業の範囲内でのみ利用することができるものとする。ただし、日常的な管理は乙又は委託者が行い、異常や故障等が発生した場合は、乙又は委託者は甲へ速やかに報告するものとし、その原状回復費用は乙又は委託者に過失が無い限り甲が負担す

るものとする。
３　前２項については、乙による施工や設置並びに改造がある場合はこの限りでなく、その保守管理や費用負担について協議により決定するものとする。
４　電源設備のうち発電回路については、停電時優先的に病院の機能を保全するため、甲の判断により電力を遮断できるものとする。これにより生じた乙の損害については、甲は免責されるものとする。

（営業時間）
第６条　営業時間は、提案書に基づき、許可書の許可条項に定める時間とする。ただし、乙からの申し出を甲が認めた場合はその限りではない。

（使用料及び光熱水費）
第７条　乙は、提案書に基づき、許可書の許可条項に定める使用料を甲へ納付するものとする。
２　事業運営に係る光熱水費は実費負担とし、乙は使用料とともに光熱水費を甲へ納付するものとする。

（害虫駆除）
第８条　運営に必要な害虫駆除に係る費用負担及び実施主体は以下のとおりとする。
（１）定期検査及び駆除　　甲
（２）日常的な検査及び駆除　乙又は委託者
２　害虫駆除に係る殺虫剤等の使用については、愛知県が定める農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインを準用し、遵守するものとする。

（店内清掃及びゴミの処理）
第９条　店内の清掃および排水管等の清掃については、乙又は委託者の責任により行うものとし、常に清潔な状態を保たなければならない。
２　売店等の運営により発生する日常ゴミは、下記のとおり分別したうえで甲が指定する場所へ乙が運搬するものとし、ゴミの処分費用は甲が負担するものとする。ただし、平時と比して著しく食品等の廃棄が生じる場合は、その処分費用について協議するものとする。
（１）可燃物
（２）不燃物
（３）ビン・缶
（４）ペットボトル
（５）ダンボール
３　前項の分別方法等に変更があった場合は、乙は甲の指示に従うものとする。

（報告等）
第１０条　乙は、毎月甲の指定する日までに前月分の売上報告を甲へ行うものとする。なお、報告書は使用料が明瞭に算定可能であれば任意の様式も可とするが、報告月の日ごとの総売上が記載された資料も提出するものとする。

（広告掲示及び店内音楽）
第１１条　乙は、店内及び甲が指定する場所へ本事業に関することに限り広告等を掲示することができる。ただし、甲が病院の売店等としてふさわしくない内容と判断する場合は、この限りでない。

２　各団体等から依頼されるイベント案内等告知広告については、原則として掲示不可とする。
３　店内で音楽等を再生することは、著作権等について問題がなく、かつ病院運営に支障がない限り許可する。

（進入禁止時間帯）
第１２条　防犯及び管理上の観点より、原則として深夜における乙又は委託者の病院への出入を禁止するものとする。ただし、営業準備や緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。
２　前項に定める進入禁止時間帯に病院へ出入する場合は、原則として事前に甲の承認を得なければならない。

（商品の搬入等）
第１３条　乙の商品の搬入は、診療棟１階荷解室のエレベータを利用するものとし、台車等は乙又は委託者が用意するものとする。なお、搬入時等病院の備品に損傷等与えた場合は直ちに甲に届け出なければならない。
２　搬入した商品や資器材は、店外の通路等へ放置してはならない。
３　営業時間外に搬入する際は、搬入時に必ず防災センターで記帳するものとする。

（病院業務への協力）
第１４条　乙又は委託者は、病院に関する以下の事項について甲から要請があった場合、全面的に協力するものとする。
（１）電気設備点検、法定点検及びその他の点検
（２）施設の修繕・改修工事
（３）病院の行う避難訓練や研修等
（４）災害発生時や緊急時における病院の指示
（５）その他病院運営上必要な事項

（従業員の駐車場）
第１５条　乙又は委託者の従業員等が通勤に使用する自家用車について、病院に申請した場合に限り、病院の駐車場を利用することができる。ただし、駐車場所は甲の指示によるものとし、乙は使用許可年度ごとに駐車場使用協力金を甲へ支払うものとする。

（覚書の解除）
第１６条　第１条第２項に認める期間内において、乙が自己都合により本覚書を解除しようとする時は､解除しようとする日の6か月前までに書面をもって甲に通知しなければならないものとし、甲乙協議により解除できるものとする。

（秘密の保持）
第１７条　甲及び乙又は委託者は、本事業に関連して知り得た相手方の業務上の秘密について、本覚書締結後は、覚書の有効期間内のみならず、終了後も相手方の許可なく第三者へ漏洩もしくは開示し、または本覚書の目的以外には使用してはならない。
２　甲及び乙又は委託者は、本事業に関連して知り得た個人情報について、本覚書締結後は、覚書の有効期間内のみならず、終了後も関連する法令、ガイドライン及び自らが定める規定等を遵守し、相手方が定める規定等を尊重して取り扱わなければならない。
３　甲及び乙は、故意及び重大な過失により前２項に違反し、相手方に損害が生じた時は、その損害を賠償しなければならない。

（その他）
第１８条　本書等に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

以上本覚書の証しとして本書２通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　愛知県豊橋市今橋町１番地
豊橋市長　　長坂尚登

乙